

# **坂元小学校いじめ防止基本方針**

いじめは、全ての児童に関係する問題である。また、いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校では、いじめ防止等のための対策を全職員で推進し、学校を中心とした地域住民や家庭との連携の下、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるいじめのない学校を目指すものとする。

## **1 いじめ防止のための取組**

### **(1) いじめの未然防止のための取組**

#### **①未然防止の考え方**

全ての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進める。

そのために、学校生活全般において次のような指導に取り組む。

- ・児童のコミュニケーション能力を育む。
- ・授業や行事に参加、活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ・教育活動を通して児童に自己有用感を与える。

#### **②未然防止の取組**

- ・児童の学力向上・好ましい学習習慣を目指した授業改善を行う。
- ・道徳や学級活動を通して、友人関係、集団づくりの授業を行う。
- ・児童会で、『いじめのない学校づくり』を議題とした取組を行う。
- ・学校いじめ防止プログラムを策定し、計画的に指導を行う。

### **(2) いじめの早期発見のための取組**

#### **① 早期発見の考え方**

児童のささいな変化に気付き、気付いた情報を確実に共有する。また、地域や家庭と連携し、いじめを積極的に認知し速やかな対応をする。

#### **② 早期発見の取組**

- ・週1回生徒指導情報交換会を行う。

※定例打合せで各学年から児童の1週間の様子について情報交換を行う。

- ・月1回生徒指導事例報告会を行う。
- ・年3回生徒指導全体会を行う。

- ・児童を対象とした、「学校生活アンケート」を毎月実施する。

※実施後、アンケートの結果を集計集約し、記録する。記録をファイル化し、耐火金庫に9年間保存しておく。月例生徒指導事例報告会で情報を共有し、検討する。

- ・Q-Uアンケートを実施し(6, 10月)，学級や児童の課題を把握する。

※実施後、結果を集計集約し、生徒指導ファイルに記録し、耐火金庫に9年間保存する。生徒指導全体会で集計記録をもとに、全職員で分析し、対応等を協議する。その後、学級経営に生かす。

※緊急に対応が必要な場合は、臨時に生徒指導全体会を行う。

- ・担任と学級児童が、気軽に相談、面接ができるように、毎週火曜日放課後に「つながりタイム」を設定する。

※問題事例がある場合は、生徒指導主任に報告し、いじめ問題対策委員会または生徒指導全体会を開き、協議、検討する。

- ・学級懇談会以外にも、保護者教育相談または児童個別面談を実施する。
- ・校外巡視等において、地域住民から児童の情報を収集する。
- ・スクールカウンセラーが保護者からの相談を受ける体制を整備する。

### (3) いじめ認知の方法

#### ①具体的ないじめの態様の例

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
  - ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
  - ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
  - ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
  - ・金品をたかられる。
  - ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
  - ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
  - ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等
- ※日常的な観察、いじめアンケート調査等による。

#### ②いじめの判断

- ・学級担任は、日常的な観察等、いじめの態様の例、または学校生活アンケート調査等で児童の様子で気になったことをその都度記録する。
- ・学級担任外の教職員は気になったことをその日のうちに学級担任に報告する。
- ・生徒指導部会、定例打合せ（金曜日）、職員会議等を通じて、気になる児童について情報を共有し判断する。

## 2 いじめへの対応

### (1) いじめ発見・通報を受けたときの対応

#### ①いじめ事案に関わる聞き取り

いじめを受けた児童、いじめを行った児童、その周辺にいたと思われる児童個々から、校内いじめ問題対策委員と担任等がいじめ事案に関わる状況を聞き取り、記録に残す。（記録は金庫保管）聞き取り内容に相違があった場合は、改めて聞き取りを行い、事実確認を確実に行う。なお、聞き取り時には児童の心身の状態の把握に努め、適切に対応する。

#### ②児童の安全確保

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場で、その行為を止める。児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候があっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりを持つ。その際、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

#### ③組織での対応

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込みず、いじめ問題対策委員会で直ちに共有する。その後は、いじめ問題対策委員会が中心となり、事実を確認後、校長が学校設置者に報告するとともに、保護者に連絡し、協力を依頼する。

いじめ問題対策委員会は、必要に応じて関係機関に協力を要請する。

### (2) いじめを受けた児童とその保護者への対応

#### ①いじめを受けた児童への対応

いじめを受けた児童には、担任等が本人の訴えを本気になって傾聴し、親身な対応をする。その際、つらさや悔しさを十分に受け止め、「あなたが悪いわけではない」ことをはつきり伝えるなど、自尊感情を高めるように留意する。担任等は、教師は絶

対的な味方であることと、具体的な支援策を示す。また、児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

②いじめの疑いがあるような行為があった場合

- ・臨時にいじめ問題対策委員会を開き、事実関係の把握およびいじめ認知の判断をする。

③いじめと認知した場合

- ・いじめ問題対策委員会を開き、責任をもって問題解消にあたる。

④保護者のケアや支援

家庭訪問等により、その日のうちに迅速・正確に保護者に事実関係を伝える。いじめを受けた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。また、いじめを受けた児童が不安を感じるときなどは、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、安全の確保やその他具体的な取組方策を正確に伝えて理解を得るように努める。保護者の心情に配慮した発言を心掛け、保護者との信頼関係を構築するように努める。

### 3 重大事態発生時の対応

(1) 重大事態とは

①いじめにより生命・身体または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき  
【生命・身体的または財産に重大な被害】

- ・児童が自殺を意図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

②いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある時

【相当な期間】　・年間 30 日間

(2) 報告と対応

①校長は、重大事態の発生について、町教委（教育長）へ迅速に報告する。

※児童・保護者から「いじめにより重大事態に至った」との申し出があった場合は、重大事態か否かの判断に関わらず、報告する。

第1報【認知・申立て受理後の連絡経路（迅速に行う）】

発見者	→ 担任 生徒指導主任
	→ 教頭・校長 → 町教委（教育長）
受理者	→ （必要に応じて）医療機関・警察関係機関 等

第2報【第1報後の書面を通じた連絡経路】

校長・教頭 → 担当者へ報告書作成指示 → 校長 → 町教委（教育長）

報告書内容 ①いつ（いつ頃から） ②誰が ③誰から

④どんないじめ ⑤認知後の学校の対応（誰が、誰に、どんな対応をして、どんな結果になったか、今後の対策をどうするか（当該児童、その他児童・保護者）等

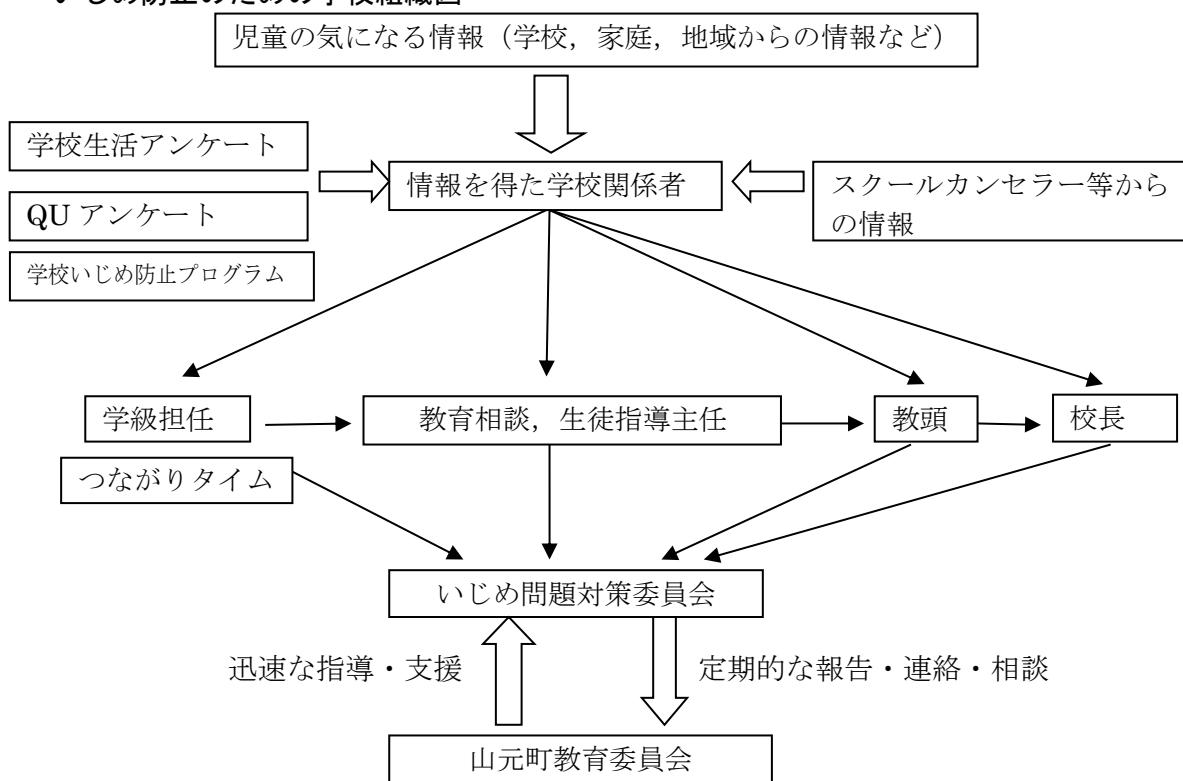
※いじめを受けた児童の身体的状態によっては、事故報告も提出する。（事故報告の第1報を含む）

作成手順：担当者の聞き取り等→事実の確認→書面→教頭・校長の確認

②いじめ問題対策委員会は、いじめを受けた児童の安心安全の確保を優先し、「いじめの態様の例」に基づいて、迅速な対応を行う。

## 4 組織

### いじめ防止のための学校組織図



組織名	主な内容	構成
生徒指導情報交換会 (定例打合せ: 週1回)	児童にかかわる共通理解	全職員
生徒指導事例報告会 (職員会議月1回)	アンケートの結果・事例対応の経過報告	全職員
生徒指導全体会 (4, 7, 12月) ※臨時全体会可	児童理解、QU アンケート結果から分析、対応の検討	全職員
いじめ問題対策委員会 (定例会年3回 4, 10, 2月)	事実関係の把握・いじめ認知の判断 いじめに対する適切な処置と再発防止対策 児童をとりまく環境の整備	校長・教頭・主幹・教務・生徒指導主任・養護教諭・教育相談担当 ・P.T.A会長副会長・主任児童委員・民生委員児童委員代表者・坂元派出所警察官・学校評議員・スクールカウンセラー・学校管理医 等

## 5 年間計画 別に定める

## 6 地域や家庭との連携

地域全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、次に挙げる組織、委員等と連携する。また、学校ホームページ等にいじめ防止基本方針を掲載し、その理解を図る。

- ・坂元小学校父母教師会 (P.T.A.)

- ・坂元小学校評議員
- ・坂元小学校管理医
- ・主任児童委員
- ・民生委員児童委員
- ・坂元派出所警察官

児童や保護者からいじめに関して申し立てがあった場合は、ただちに調査し、その報告を行う。

### 【資料】 いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）

#### ※学校に関する主な条文抜粋

## 1. 総則・基本方針

### 第 2 条 いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 第 8 条 学校及び学校の教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

### 第 13 条 学校いじめ防止基本方針

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

## 2. 学校の設置者・学校が講ずべき基本的施策

### 第 15 条 学校におけるいじめの防止

（道徳教育・体験活動等の充実、児童生徒が自主的に行う者に対する支援、児童生徒・保護者・教職員への啓発等）

### 第 16 条 いじめの早期発見のための措置

（定期的な調査などいじめを早期に発見するため必要な措置、いじめの相談を行うことができる体制整備）

### 第 18 条 いじめの防止等の対策に従事する人材の確保及び支出の向上

（いじめに関する校内研修の実施など資質の向上に必要な措置を計画的に実施）

### 第 19 条 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

## 3. いじめの防止等に関する措置

### 第 22 条 いじめの防止等の対策のための組織

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置く